

## MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

月次レポート

2022年  
11月30日現在

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

## ■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・対象指数は、JPX日経インデックス400です。
- ・詳しくは、後記の「JPX日経インデックス400」についてをご覧ください。
- ・対象指数は、設定日を10,522として指数化しています。

## ■騰落率

|      | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年 | 過去3年  | 設定来   |
|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| ファンド | 3.4%  | 2.4%  | 3.7%  | 3.2% | 18.6% | 76.0% |
| 対象指数 | 3.3%  | 1.2%  | 3.8%  | 2.9% | 17.9% | 70.1% |

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、設定日を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合でも、分配金(税引前)は考慮していません。

## ■組入上位10業種

| 業種       | 比率    |
|----------|-------|
| 1 電気機器   | 16.7% |
| 2 情報・通信業 | 9.0%  |
| 3 医薬品    | 7.2%  |
| 4 化学     | 6.9%  |
| 5 卸売業    | 6.7%  |
| 6 輸送用機器  | 5.6%  |
| 7 銀行業    | 5.5%  |
| 8 機械     | 5.5%  |
| 9 小売業    | 3.9%  |
| 10 食料品   | 3.9%  |

## ■組入上位10銘柄

| 銘柄                   | 業種    | 比率   |
|----------------------|-------|------|
| 1 第一三共               | 医薬品   | 1.9% |
| 2 キーエンス              | 電気機器  | 1.7% |
| 3 三井住友フィナンシャルグループ    | 銀行業   | 1.6% |
| 4 リクルートホールディングス      | サービス業 | 1.5% |
| 5 武田薬品工業             | 医薬品   | 1.5% |
| 6 日立製作所              | 電気機器  | 1.5% |
| 7 三井物産               | 卸売業   | 1.4% |
| 8 三菱商事               | 卸売業   | 1.4% |
| 9 HOYA               | 精密機器  | 1.4% |
| 10 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業   | 1.4% |

組入銘柄数: 400銘柄

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・業種は、東証33業種で分類しています。

## ■JPX日経インデックス400について

・JPX日経インデックス400とは、東京証券取引所のプライム市場、スタンダード市場、グロース市場を主市場とする普通株式等のうち、時価総額、売買代金、ROE等を基に、株式会社JPX総研及び株式会社日本経済新聞社が選定した、原則400銘柄で構成される株価指数です。

JPX日経インデックス400は、2013年8月30日の時価総額を10,000ポイントとして、算出・公表されます。

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。

## ■「JPX日経インデックス400」の著作権等について

・「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」といいます。)及び株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てJPX総研、株式会社日本取引所グループ及び日経に帰属しています。

ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研及び日経は、その運用及びファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

## MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

対象指数(JPX日経インデックス400)の値動きに連動する投資成果をめざします。

#### ■ファンドの特色

**投資方針** JPX日経インデックス400に連動する成果をめざして運用を行います。

・JPX日経インデックス400に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに対する投資として運用することを目的とし、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をJPX日経インデックス400の変動率に一致させるよう運用を行います。

#### ■上場投信の仕組み

- ・ファンドの受益権は、金融商品取引所(東京証券取引所)で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。
- ・金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。
- ・一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

#### ■分配方針

- ・年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### 投資リスク

■基準価額・市場価格の変動要因(以下、両者を合わせて「基準価額等」と言う場合があります。)

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます。また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額等の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドの基準価額等の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

|             |                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動<br>リスク | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額等の下落要因となります。                                                |
| 信用<br>リスク   | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| 流動性<br>リスク  | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。            |

#### ■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

# MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得単位等 <sup>(*)</sup>     | <p>1ユニット以上1ユニット単位</p> <p>委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。<br/>(申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。)</p> <p>申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 取得価額 <sup>(*)</sup>      | <p>取得申込受付日の基準価額</p> <p>※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 払込期日 <sup>(*)</sup>      | 販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお引渡してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 交換単位等 <sup>(*)</sup>     | <p>委託会社が定める一定口数</p> <p>受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 交換価額 <sup>(*)</sup>      | 交換申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 交換有価証券の交付 <sup>(*)</sup> | <p>原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換申込みを行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。</p> <p>取得・交換申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、取得・交換はできません。</p> <p>&lt;取得&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</li> <li>対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</li> <li>対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日</li> <li>決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)</li> <li>ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき</li> </ol> <p>&lt;交換&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</li> <li>対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</li> <li>対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間</li> <li>決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)</li> <li>ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき</li> </ol> <p>なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受付けることができます。</p> |
| 申込締切時間 <sup>(*)</sup>    | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

(\*)の項目は、取得申込・交換請求されるお客さま向けです。

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

# MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得・交換制限 <sup>(*)</sup>           | 委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。                                                                                                                                                                                     |
| 取得・交換申込受付の中止及び取消し <sup>(*)</sup> | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・交換のお申込みの受付を取消すことがあります。                                                                                                                        |
| 買取り <sup>(*)</sup>               | 販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、2. の場合は、償還日の2営業日前までとします。<br>1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権<br>2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき<br>受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。<br>なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。 |
| 信託期間                             | 無期限(2014年2月5日設定、2014年2月6日上場)                                                                                                                                                                                                                                          |
| 繰上償還                             | 受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。<br>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。                                                                             |
| 決算日                              | 毎年1・7月の16日                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 収益分配                             | 年2回の決算時に分配を行います。<br>収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。                                                                                                                                     |
| 課税関係                             | 課税上は、特定株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに売却時および交換時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。                                                                                     |
| 証券コード                            | 1593                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ISIN                             | JP3047690007                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 上場市場                             | 東京証券取引所                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取引所における売買単位                      | 1口単位                                                                                                                                                                                                                                                                  |

(\*)の項目は、取得申込・交換請求されるお客さま向けです。

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

# MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

## 手続・手数料等

### ■ファンドの費用

#### お客さまが直接的に負担する費用

##### <取得申込・交換請求されるお客さま>

取得時手数料 **販売会社が定める額**  
(取得される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 ありません。

交換(買取り)時手数料 **販売会社が定める額**  
(交換(買取り)される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

##### <取引所を通してお取引されるお客さま>

売買委託手数料 **取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかり、約定金額とは別にご負担いただきます。**(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。  
なお、①と②の合計額が純資産総額に対して、**年率0.275%(税抜 0.25%)以内**をかけた額とします。  
①日々の純資産総額に対して、**年率0.0858%(税抜 年率0.078%)以内**をかけた額  
②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品賃料の**55%(税抜 50%)以内**の額  
くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

その他の費用・手数料 上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。  
・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上场料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%)))  
・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.044%(税抜 年率0.04%)(上限)をかけた額)

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、取得・約定金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

##### <取得申込・交換請求されるお客さま>

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(発行会社等)である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。

※配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について金銭をもって取得申込みを行う場合、配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入(追加設定)の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**